区 分 一般計画編

頁	現行	修正	修正理由
	第2編 災害予防計画		
87	第1章 気象等観測・予報計画	第1章 気象等観測・予報計画	配備体制
	第14 積雪の観測・通報	第14 積雪の観測・通報	の見直し
	(3) 大雪注意報・警報発表時間及び災害対策本部又は、地方雪	(3) 大雪注意報・警報発表時間及び災害対策本部又は、 <u>雪害対</u>	
	害対策本部が設置された場合	策本部が設置された場合 (本)	≖7/±/→火□
168	第10章 道路及び橋梁防災計画 道路除雪要綱	第10章 道路及び橋梁防災計画 道路除雪要綱	配備体制 の見直し
100	垣崎原	第2 定義	り兄旦し
	州之	この要綱において「平雪時」とは、京都府地域防災計画(昭	
	和38年策定)により京都府〇〇地方雪害対策本部又は災害対策	和38年策定)により雪害対策支部又は災害対策支部が、当該地	
	支部が、当該地域に設置されている期間以外の積雪時をいう。	域に設置されている期間以外の積雪時をいう。	
170	第11 除雪体制及び配備要領	第11 除雪体制及び配備要領	
	除雪体制は、1号、2号及び3号に区分することとし、体制	除雪体制は、 <u>次の表のとおりとする。</u>	
	の判断基準、業務内容及び職員の配備は、次の表のとおりとす	75 50 -LV 7 50	
	<u>る。</u> よどに、住房心内に内に、した東教式長が性に以来し致なた。	子警報等 建設交通部	
	ただし、積雪状況に応じ、土木事務所長が特に必要と認めた 場合は、建設交通部長に事前に連絡のうえ、職員の配備を変更	大雪注意報 道路計画課	
	<u>物口は、建成久畑印及に事前に連絡のうた、職員の配備を多更</u> することができる。	道路管理課	
	<u> </u>	<u> </u>	
		大雪警報 道路計画課	
		暴風雪警報 道路建設課	
		道路管理課	
		<u>3</u>	
		大雪警報道路計画課	
		基風雪警報 道路建設課	
		道路、鉄道の運行障害、道路管理課	
		<u>【人的・住家被害の発生等</u> 】 <u>5</u> (備考)動員は上記を基本とし、必要に応じた体制とする。	
		(備考) 動員は上記を基本とし、必要に応じた体制とする。	

頁	現行	修正	修正理由
217	第17章 通信放送施設防災計画	第17章 通信放送施設防災計画	「大雪時
	第2 計画の内容	第2 計画の内容	における
	$1 \sim 6$ (略)	$1 \sim 6$ (略)	安全確保
	【追加】	7 大雪時における倒木により電気通信網に支障が生じることへ	のための
		の対策等については「大雪時における安全確保のためのガイドライ	ガイドラ
		ン」に基づき実施する。	イン」策 定に伴い
			追加
219	第18章 電気ガス施設防災計画	第18章 電気ガス施設防災計画	「大雪時
210	第1節 電気施設防災計画	第1節 電気施設防災計画	における
	第1~4 (略)	第1~4 (略)	安全確保
	【追加】	<u>第5 その他</u>	のための
		大雪時における倒木により電気供給網に支障が生じることへの	ガイドラ
		対策等については「大雪時における安全確保のためのガイドライン」に基づき実施する。	イン」策
		ン」に基づき実施する。	定に伴い 追加
			12/11

頁	現行	修正	修正理由
266	第34章 避難に関する計画 第1節 計画の方針 災害発生時には、府民が自らの判断で避難行動をとることが原 則である。府民は、災害種別毎に自宅等でどのような災害リスクで 命の危険を脅かされる可能性がないか、いつどこに避難なるのか、また要配慮者をどのように支援するのか、必要な携帯め なのか、また要配慮者をどのように支援するのか、必要な携帯めておく必要がある。 このため、府及び市町村等は、災害の危険がある区域にいる一民に命を守るための避難行動をさせるため、あらかじめ府民にのお自主的に早めの避難行動をとる判断ができる知識と情報を提供、普及するとともに、市町村は、指定緊急避難場所及び指定避難所の指定等避難計画の策定を行い、府民の安全の確保に多る。その際、水害と土砂災害、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。	第34章 避難に関する計画 第1節 計画の方針 災害発生時には、府民が自らの判断で避難行動をとることが原 則である。府民は、災害種別毎に自宅等でどのような災害リスクで 命の危険を脅かされる可能性がないか、上階への移動等さ 命の危険を脅かされる可能性がないか、必要な携帯め でおく必要がある。 このため、府及び市町村等は、災害の危険がある区域にいる でおく必要がある。 このための避難行動をさせるため、あらかじめ府民にの安全を できるための避難行動をとる判断ができる知識と情報を を提供、普及するとともに、市町村は、指定緊急避難場所及に を提供、普及するとともに、市町村におけるとの を提供、普及するとともに、市町村におけるとの際、水害と土砂災害、複合的な災害が発生することを 考慮するよう努めるものとする。また、大雪時における対策に いて「大雪時における安全確保のためのガイドライン」に基づ で、市町村及び関係機関と連携して取り組むものとする。 市町村及び関係機関と連携して取り組むものとする。	「に安のガイ定追大お全たインに加雪け確めド」伴の分別のである。
279	第35章 観光客保護・帰宅困難者対策計画 第1 基本方針 府は、関西広域連合・隣接府県・市町村と連携して、観光客保護及び帰宅困難者の発生を抑制するため、「むやみに移動を開始しない」という基本原則を企業・学校等に周知徹底していく。また、帰宅支援対象道路の設定や代替輸送の調整を行うとともに、コンビニエンスストア、ファミリーレストラン等の協力を得て、トイレ、水道水等の提供や道路情報の提供を行うなど徒歩帰宅支援を行う。 市町村は、府、関係機関と連携して、観光客及び帰宅困難者を受け入れる一時退避場所及び一時滞在施設を設置・拡充し、発災時に設置に係る情報提供を行うようにする受入体制を整備する。	第35章 観光客保護・帰宅困難者対策計画 第1 基本方針 府は、関西広域連合・隣接府県・市町村と連携して、観光客保護及び帰宅困難者の発生を抑制するため、「むやみに移動を開始しない」という基本原則を企業・学校等に周知徹底していく。また、帰宅支援対象道路の設定や代替輸送の調整を行うとともに、コンビニエンスストア、ファミリーレストラン等の協力を得て、トイレ、水道水等の提供や道路情報の提供を行うなど徒歩帰宅支援を行う。 市町村は、府、関係機関と連携して、観光客及び帰宅困難者を受け入れる一時退避場所及び一時滞在施設を設置・拡充し、発災時に設置に係る情報提供を行うようにする受入体制を整備する。なお、大雪による鉄道輸送障害により、帰宅困難者が発生した場合には、「大雪時における安全確保のためのガイドライン」に基づき、府、市町村、鉄道事業者等が連携して帰宅困難者の安全確保に努める。	「に安のガイ定追」では強めド」伴の一点にはいる。

第3編 災害応急対策計画 第3編 災害応急対策計画	
288 第1章 災害対策本部等運用計画 第2 節 府の活動体制 第2 災害警戒本部の設置等 1 (略) ただし、府の地域に大雨注意報、洪水注意報、洪水警報、暴風 警報、大雪警報、暴風雪警報、波浪警報、高潮警報若しくは大雨警報 等報、震度 4、5 前若しくは大師の地震又は津波注意報、津波警報若しくは大爾警報者もしくは大康警報者もしくは大康警報者もしくは大康警報者もしくは大康警報者もしくは大康警報者もしくは大康警報者もしくは大康警報者もしくは大康警報者もしくは大康警報者もしくは大康警報者もしくは大康警報者としくは大康警報者としくは大康警報者としくは大康警報者を受ける。 2 災害警戒本部の職員配備体制は、次の基準による。ただし、地震等の場合は別に「震災対策計画編」等で定める。 (1) 災害警戒本部基本配備 大雨注意報、洪水注意報、洪水警報、暴風警報、大雪警報、 臺風雪警報、波浪警報、高潮警報が府內全域又は一部の地域に 免表されたとき。 第 3 雪害対策本部の設置 1 雪害は、風水害あるいは火災等とは若干その様相を異にするため、次の事項の1 に該当するときは、それぞれの地方に府広城振興局長を本部長とする「地方雪害対策本部」を設置するとともに、危機管理監が関係部局等に対して、被害情報の収集・集約、指示・調整を行うなど、施立経域体制をとる。 (2) 局地的な大雪の場合、「平成16年度組織改正前の旧土太事務所管内の積雪観測所のうち、抵ね1/2が警戒積雪深を突破した場合。 (2) 局地的な大雪の場合、「平成16年度組織改正前の旧土太事務所管内の積雪観測所のうち、抵ね1/2が警戒積雪深を突破した場合。 (2) 局地的な大雪の場合、「平成16年度組織改正前の旧土太事務所管内の積雪観測所のうち、抵ね1/2が警戒積雪深を突破した場合。 (3) 平雪時除雪体制では早期交通確保が困難と考えられるとき (4) 管内の大半の市町に雪害対策本部等が設置されたとき。地方雪き対策本部は、所広域振興局、土木事務所、保健所、教育局等可関係機関で構成するものとする。	限、震度4、 にしくは大津 等で定める。)波浪警報、 配備体制の見直し、 ととする「雪けるた」 を設置し、 な警戒体制

頁	現行	修正	修正理由
	2 「地方雪害対策本部」の設置及び閉鎖については、府広域振興	(1) 雪害警戒本部の設置基準	配備体制
	局長(本部長)が決定し、道路除雪、なだれ防止及び応急、被害	アニュニュー・アニュニュー・アニュー・エー・エー・エー・エー・エー・エー・エー・エー・エー・エー・エー・エー・エー	の見直し
	状況の調査及び収集、教育等について必要な対策を実施する。	<u>クーラ音景級や印塞学癿順</u> 大雪注意報が府内全域又は一部の地域に発表されたとき。	♥ク元旦 ∪
	3 府内に地方雪害対策本部が設置された場合、必要に応じ危機管	イ 雪害警戒本部1号配備	
	理監を本部長とし、各関係課長を委員とする「京都府雪害対策連	大雪警報又は暴風雪警報が府内全域又は一部の地域に発	
	経本部」を設置し、次の業務を行うものとする。	表されたとき。	
	(1) 降・積雪情況の実態把握	(2) 雪害警戒支部の設置及び閉鎖	
	(2) 地方雪害対策本部との連絡調整	ア 雪害警戒本部の地方組織として、府広域振興局長を支部長	
	(3) 被害状況の調査及び収集	とする「雪害警戒支部」を設置する。	
	(4) 除雪計画路線外の路線除雪についての協議	イ 雪害警戒支部の設置及び閉鎖については、本部長の指示に	
	(5) その他緊急事項の処理	よるほか、府広域振興局長(支部長)の判断により、本部長	
		との協議を経て決定する。	
		ウ 雪害警戒支部の職員配備については、地域の実情に応じ、	
		あらかじめ支部長が定めるものとする。	
		(3) 雪害警戒本部 (支部) の主な業務	
		<u>ア 雪害警戒本部(支部)基本配備</u>	
		(ア) 降・積雪情報の収集	
		<u>イ 雪害警戒本有(支部)1号配備</u>	
		(ア) 降・積雪情報の収集・連絡	
		(イ) 道路除雪	
		(ウ) 除雪計画路線外の路線除雪についての協議	
		(エ) 雪崩防止及び応急対策	
		(オ) 被害状況の調査及び収集(市町村への職員派遣等)	
		(カ) 教育等についての必要な対策	
		(キ) その他緊急事項の処理	
		(4) 雪害対策本部(支部)が設置された場合においては、雪害警	
		戒本部(支部)は自動的に閉鎖し、その業務を雪害対策本部(支部)に引継ぐものとする。	
		部)に対極くものとする。	

頁	現行	修正	修正理由
人	2011	2 雪害対策本部及び支部	沙山柱川
		雪害警戒本部の設置後、高速道路、国道及び府道等の主要道路	
		における車両通行支障、鉄道における列車運行支障又は孤立集落	
		の発生、若しくは発生するおそれがある場合等、被害の状況に応	
		じて知事を本部長とする「雪害対策本部」を設置するとともに、	
		当該地域を所管する広域振興局に府広域振興局長を支部長とす	
		る「雪害対策支部」を設置する。また、雪害が発生するおそれが	
		解消したときは、知事(雪害対策本部長)が閉鎖を決定する。	
		(1) 雪害対策本部の設置基準	
		アー降雪により、次のいずれかが発生し、又は発生するおそれがあ	
		<u>るとき。</u> (ア) 高速道路、国道及び府道等の主要道路における車両通行支障	
		(イ) 鉄道における列車運行支障	
		イ	
		<u>- </u>	
		ウ その他雪害対策本部の設置の必要があるとき。	
		(2) 主な業務	
		アニ雪害応急対策等の実施	
		イ 市町村及び防災関係機関との連携・連絡調整	
		ウ国、他都道府県及び防災関係機関に対する応援要請	
		エ その他情報の収集連絡 (3) 雪害対策支部の設置及び閉鎖	
		(3) 雪害対策支部の設置及び閉鎖 ア 雪害対策本部の地方組織として、府広域振興局長を支部長とす	
		る「雪害対策支部」を設置する。	
		イ 雪害対策支部の設置及び閉鎖については、本部長の指示による	
		ほか、府広域振興局長(支部長)の判断により、本部長との協議	
		を経て決定する。	
		ウ 雪害対策支部の職員配備については、地域の実情に応じ、あら	
		かじめ支部長が定めるものとする。	

頁	現行	修正	修正理由
290	第5 豪雪対策本部の設置 累年にない豪雪のため、地方雪害対策本部が設置されている 府土木事務所管内の積雪観測所(第2編第1章第2節第13)の うち、その大部分の積雪深が警戒積雪深を突破したとき、又は 多数の人命に危険が生ずる等大きな被害が生じたときは、知事 を本部長とした「京都府豪雪対策本部」を設置し、豪雪災害に 対する必要な対策を実施する。 ただし、災害救助法の適用を必要とする程度の被害が生じたと きは直ちに災害対策本部を設置し、必要な対策を実施する。	(4) 現地雪害対策本部の設置 ア 雪害対策本部長は、被災地と雪害対策本部との連絡調整及び機動的かつ迅速な災害応急対策のため、特に必要と認めるときは、現地雪害対策本部は、雪害の状況に応じて広域振興局に設置する。	配備を開から、おおおりのでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ

頁		現行	修正	修正理由
291		の本部設置基準	雪害発生時の本部設置基準	配備体制
201	当音兜生时	1974 市政直基準 雪害対策本部	当者先生時の本部取 直基準 (削除)	の見直し
			<u>(月川休)</u>	
	設置基準	本 部 長 活 動 内 容		
	①各土木事務所管内の積雪 観測所のうち概ね1/2が			
	<u>観劇別のりら概ね1/2か</u> 警戒積雪深を突破したと			
		<u>急対策</u> ○被害状況の調査		
	<u>き</u> ②局地的な大雪の場合(平	<u>○ </u>		
	成16年度組織改正前の旧	<u>及び収集</u> ○教育等について		
	土木事務所管内の積雪観	の必要な対策		
	<u> </u>	<u> </u>		
	戒積雪深を突破した場			
	合)			
	③ 平雪 時除雪体制では早期			
	交通確保が困難と考えら			
	れるとき			
	④管内の大半の市町に雪害			
	対策本部等が設置された			
	<u>とき</u>			

頁		現行			修正		修正理由
291							配備体制
		邻府雪害対策連絡為			雪害警戒本部		の見直し
	設 置 基 準	本 部 長	活動内容	設置基準	本 部 長	活動内容	及び本部
	①府内に地方雪害対	危機管理監	○降・積雪状況の実態	大雪警報又は暴風雪	<u>知事</u>	○降・積雪情報の収集・	委員の追
	策本部が設置され	事務局	把握	警報が府内全域又は	事務局	<u>連絡</u>	加
	た場合、必要に応	危機管理総務課	○地方雪害対策本部と	一部の地域に発表さ	危機管理総務課	○道路除雪	
	<u>じて設置。</u>	災害対策課	の連絡調整	<u>れたとき(1号配備)</u>	災害対策課	○除雪計画路線外の路	
		原子力防災課	○被害状況の調査及び	※大雪注意報が府内	原子力防災課	線除雪についての協	
	複数の旧土木事務	消防保安課	収集	全域又は一部の地	消防保安課	議	
	所管内において、	委 員		域に発表されたと	委 員	○雪崩防止及び応急対	
	警戒積雪深を超え	防 災 監	○除雪計画路線外の路	きは基本配備とす	防 災 監	策	
	る積雪観測所数が	危機管理総務課長	線除雪についての協	<u>る。</u>	危機管理総務課長	○被害状況の調査及び	
	1/2を突破した場合	災害対策課長	議		災害対策課長	収集(市町村への職員	
	を目安に設置す	原子力防災課長	○その他緊急事項の処		原子力防災課長	派遣等)	
	<u>る。</u>	消防保安課長	理		消防保安課長	○教育等についての必	
		健康福祉総務課長			健康福祉総務課長	要な対策	
		農政課長			農政課長	○その他緊急事項の処	
		道路管理課長			監理課長	理	
		(新規)			道路管理課長		
		危機管理対策室長			交通政策課長		
	※状況に応じて、副知事		「京都府雪害対策本部」	NV/ID No In the 18 are to the total	危機管理対策室長		
		を設置する。		※状況に応じて、 <u>知事</u> を	と本部長とする「	(削除) 雪害対策本部」	
				を設置する。			

頁	現行	修正	修正理由
	雪害対策本部	雪害対策本部	配備体制
	設置基準 本部長 活動内容 ①地方雪害対策本部 知事 ○豪雪に対する必要な対策を実施する。 が設置されている府土木事務所内の積雪観測所のうち、その大部分の積雪深が警戒積雪深を突破したとき②多数の人命に危険が生じる等大きい被害が生じたとき ○豪雪に対する必要な対策を実施する。	世	の見直し
292	災害対策本部 本部長 災害救助法の適用を必要とする被害が生じたとき 知事(新規) 第6 事故警戒(対策)本部の設置 第2章動員計画 (新設)	災害対策本部 設置基準 本部長 災害救助法の適用を必要とする程度の被害が生じたとき 知事 1号~3号動員(全動員) 第5 事故警戒(対策)本部の設置 第2章 動員計画 第3節 雪害警戒本部、雪害対策本部の動員 雪害警戒本部、雪害対策本部を設置した場合における要員の動員は、次によるものとする。 ※動員表は次項別表のとおり	配備体制の見が上れる。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

(別表)

<u>体制</u>	配備	危機管理部	健康福祉部	農林水産部	建設交通部	警察本部
	基本配備	危機管理総務課 災害対策課 原子力防災課 消防保安課 2	_	<u>-</u>	道路計画課 道路建設課 道路管理課	警備第一課 2
雪害警戒本部	1 号配備	危機管理総務課 災害対策課 原子力防災課 消防保安課 6	_	林業振興課 1	道路計画課 道路建設課 道路管理課 3	警備第一課 2
雪害対策本部	<u>(2 号配</u> 備相当)	危機管理総務課 災害対策課 原子力防災課 消防保安課 10	<u>健康福祉総務課</u> <u>1</u>	農政課 1 林業振興課 1	監理課 道路計画課 道路建設課 道路管理課 交通政策課 9	警備第一課 3

(備考)要員の動員は上記を基本とし、必要に応じた体制とする。

頁	現行	修正	修正理由
313	第2章 動員計画	第2章 動員計画	条ずれ
	第3節 災害対策本部の動員	第4節 災害対策本部の動員	
353	第8章 避難に関する計画	第8章 避難に関する計画	「大雪時
	第6節避難所の開設等	第6節避難所の開設等	における
	第1~第5(略)	第1~第5(略)	安全確保
	【追加】	第6 大雪時における対応	のための
		大雪時における避難所の開設、運営管理等については「大	ガイドラ
		雪時における安全確保のためのガイドライン」に基づき実施	イン」策
0.0.4	你太亲,你小女儿我,但专用我老儿你 到宝	<u> </u>	定に伴い
364	第9章 観光客保護・帰宅困難者対策計画	第9章 観光客保護・帰宅困難者対策計画	追加
	第2節計画の内容	第2節計画の内容	
	第1~第4(略)	第1~第4(略)	
	第5 各機関、団体の役割	第5 各機関、団体の役割	
	機関名 内容 ○鉄道事業者等から情報を収集し、京都府ホームページやきょうと危機管理webを通じ	機 関 名 内 容 ○鉄道事業者等から情報を収集し、京都府ホームページやきょうと危機管理webを通じ	
	府 て、府民や外国人を含む観光客に提供する。 ○緊急連轄メールによる注意機起 ○帰宅支援(帰宅支援対象道路の設定、代替輸送の調整等) ○遊離誘導・交通規制	府 で、府民や外国人を含む観光客に提供する。 ○緊急連線メールによる注意喚起 ○場を支援(帰宅契食・通路の設定、代替輸送の調整等) ○避難誘導・交通規制	
	市 町 村 ○駅周辺の一時迅運場所、一時滞在施設等の情報提供 ○・時は難場所、一時確在施設の開設・連営 ○観光関係団体との連携	市 町 村 ○駅周辺の一時退離場所、一時滞在施設等の情報提供 ○一時追避場所、一時滞在施設の開設・運営 ○概代開係団体との連携	
	関西広城連合 ○ 所興域を超えた帰宅支援(帰宅支援対象選客の設定、代替輸送の調整等) ○ 他地域の道路状況・鉄道等の運行状況の情報提供 ○ 立主要駅での滞留者に係る情報提供 ○ 帰宅ルートや帰宅支援ステーション等をインターネット上の地図で確認できる「帰宅ルートや帰宅支援ステーション等をインターネット上の地図で確認できる「帰宅展集学者 N X V I 」 の選用	関西広域連合 ○所集城を超えた帰宅支援「帰宅支援対象道路の設定、代替輸送の調整等) ○他地域の道路状況。鉄道等の運行状況の情報提供 ○主要駅での帰道者に係る情報提供 ○帰宅ルートや帰宅支援・デーション等をインターネット上の地図で確認できる「帰宅困事者NAV」」の運用	
	近畿運輸局 ○所管区域の総合的な交通の情報提供 ○代替輸送の連やかな認可	近畿運輸局 () 所管区域の総合的な交通の情報提供 () 代替輸送の選やかな認可	
	鉄道事業者 ③運行状況・折り返し運転・代替輸送手段・復旧状況等の多言語による情報の提供 ○他の鉄道機関の乗り継ぎ可能な路線の多言語による情報の提供 ○パス等による代替輸送手段の確保 ○計画版件や運転再開金情報提供など行政機関との連携	鉄道事業者 ○運行状況・折り返し運転・代替輸送手段・後旧状況等の多言語による情報の提供 ○他の鉄道機関の乗り継ぎ可能な路線の多言語による情報の提供 ○バス等による代替輸送手段の確保 ○計画運体や運転再開等の情報提供など行政機関との連携	
	製売給	観光協会、 が行会社、 ○ホームページ等において、鉄道事業者等からの情報その他関連情報を集約し、外国人を ホテル・旅館業者 含む観光客に提供	
	西日本電信電話 ○災害用伝言ダイヤル (1 7 1) の運用 株式会社 ○特設公衆電話の設置	西日本電信電話 ○災害用伝言ダイヤル (171) の運用 株式会社: ○特設公衆電話の設置	
	ラジオ、テレビ等)の観光を・帰宅困難者向けの多言語による情報の提供 放送報道機関 (所内及び近畿地方の被害状況、安否情報、交適関係の被害・復旧等の運行状況、発 (時間帯別の避難対応)	ラジオ、テレビ等 ○観光客・帰宅困難者向けの多言語による情報の提供 放送輸道機関 (府内及び近畿地方の被害状況、安否情報、交通関係の被害・復旧等の運行状況、発 災 時間帯別の避難対応)	
	→利用者を施設内や安全な場所で保護○施設の安全が確認できない場合は、利用者を一時退避場所へ案内	大規模集客施設・ □利用者を施設内や安全な場所で保護 □施設の安全が確認できない場合は、利用者を一時追避場所へ案内	
		※大雪時における鉄道輸送障害等による帰宅困難者対策について	
		は「大雪時における安全確保のためのガイドライン」に基づき 実施する。	
			•

修正 現行 修正理由 443 第23章 道路除雪計画 第23章 道路除雪計画 配備体制 第3節 京都府道路除雪計画 第3節 京都府道路除雪計画 の見直し 第1 除雪区域 第1 除雪区域 2 除雪路線 2 除雪路線 (5) 協議路線 (5) 協議路線 上記の路線以外で、災害対策支部長(地方雪害対策本部長) 上記の路線以外で、雪害警戒支部長、雪害対策支部長又は災 が、災害対策本部長(建設交通部長)の指示を受けて除雪する 害対策支部長(以下「支部長」という。)が、雪害警戒本部長 路線 雪害対策本部長又は災害対策本部長(以下「本部長」という の指示を受けて除雪する路線 第2 除雪方法 第2 除雪方法 3 除雪機械の応援 3 除雪機械の応援 地方雪害対策本部が設置された場合、災害対策支部長(地方雪 雪害警戒支部、雪害対策支部又は災害対策支部が設置された場 害対策本部長)は、降雪の状況等により、管内保有除雪機械のみ 合、支部長は、降雪の状況等により、管内保有除雪機械のみでは では作業不可能であり、特に機械の増強を必要とする場合は、建 作業不可能であり、特に機械の増強を必要とする場合は、建設交 設交通部長の指示を受け管外から機械の応援を得ることができ 通部長の指示を受け管外から機械の応援を得ることができる。 る。 第3 除雪体制 第3 除雪体制 1 警戒体制・・・・・・雪害警戒本部(支部)又は雪害対策本部(支部) 1 警戒体制・・・・・・地方雪害対策本部が設置されている期間 が設置されている期間 2 緊急体制・・・・・災害対策本部が設置されている期間 2 緊急体制・・・・・災害対策本部 (支部) が設置されている期間 第4 なだれ対策 第4 なだれ対策 災害対策支部長(地方雪害対策本部長)は、なだれの予想さ 支部長は、なだれの予想される管内道路の箇所については、 れる管内道路の箇所については、危険箇所に警戒標識をたてる 危険箇所に警戒標識をたてるとともに適切な措置を行い、本部 長にその箇所及び実施状況等について報告するものとする。 とともに適切な措置を行い、災害対策本部長(建設交通部長) にその箇所及び実施状況等について報告するものとする。 第6 市町村道の除雪 第6 市町村道の除雪 災害対策支部長(地方雪害対策本部長)は、管内市町村長か 支部長は、管内市町村長から除雪についての依頼があった場 ら除雪についての依頼があった場合は、建設交通部長と協議 合は、建設交通部長と協議し、除雪機械のあっせんに努めるも し、除雪機械のあっせんに努めるものとする。 のとする。

頁	現行	修正	修正理由
460	第26章 通信・放送施設応急対策計画 第2 計画の内容 1 設備及び回線の応急復旧措置 (1) ~ (3) (略) 【追加】	第26章 通信・放送施設応急対策計画 第2 計画の内容 1 設備及び回線の応急復旧措置 (1)~(3)(略) (4)大雪時における優先復旧等については「大雪時における安全確 保のためのガイドライン」に基づき実施するものとする。	「に安のガイ定する保のラ策い
463	 第27章 電気・ガス・上下水道施設応急対策計画 第2節 電気施設応急対策計画 第2計画の内容 1~3(略) 【追加】 	第27章 電気・ガス・上下水道施設応急対策計画 第2節 電気施設応急対策計画 第2 計画の内容 1~3(略) 4 その他 大雪時における優先復旧や応急送電、道路上の障害物除去等につい ては「大雪時における安全確保のためのガイドライン」に基づ き実施するものとする。	追加